

2022年3月30日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋人形町二丁目31番11号

日清紡ホールディングス株式会社

取締役社長 村 上 雅 洋

第 179 回 定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本日開催の当社第179回定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

- 報告事項**
1. 第179期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第179期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）計算書類報告の件

本件は、上記の内容を報告しました。

決議事項

第 1 号議案 定款一部変更の件

本件は、原案のとおり承認可決され、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、所要の変更を行い、効力発生日等に関する附則を設けました。

変更の内容につきましては、後記「定款一部変更についてのご案内」をご参照ください。

第 2 号議案 取締役12名選任の件

本件は、原案のとおり承認可決され、取締役に河田正也、村上雅洋、小洗 健、田路 悟、馬場一訓、石井靖二、塚谷修示、多賀啓二、藤野しのぶ、八木宏幸、中馬宏之、谷奈穂子の12氏が選任され、それぞれ就任しました。

なお、多賀啓二、藤野しのぶ、八木宏幸、中馬宏之、谷奈穂子の各氏は社外取締役です。

第 3 号議案 補欠監査役1名選任の件

本件は、原案のとおり承認可決され、補欠の社外監査役に長屋文裕氏が選任されました。

以 上

本総会終了後開催の取締役会において代表取締役および役付取締役が選定され、また、本総会終了後開催の監査役会において常勤の監査役が選定され、それぞれ就任しました。

この結果、当社の取締役、監査役および執行役員の新体制は次のとおりとなりました。

取締役会長	河田正也	常勤監査役	木島利裕
代表取締役 取締役社長	村上雅洋	常勤監査役	大本巧
代表取締役 取締役 専務執行役員	小洗健	監査役	山下淳
取締役 常務執行役員	田路悟	監査役	渡邊充範
取締役 常務執行役員	馬場一訓	常務執行役員	杉山誠
取締役 執行役員	石井靖二	執行役員	増田敏浩
取締役 執行役員	塚谷修示	執行役員	斉藤一夫
取締役	多賀啓二	執行役員	村田馨
取締役	藤野しのぶ	執行役員	松井勇造
取締役	八木宏幸	執行役員	高橋郁夫
取締役	中馬宏之	執行役員	足立誠幸
取締役	谷奈穂子		

- (注) 1. 多賀啓二、藤野しのぶ、八木宏幸、中馬宏之、谷奈穂子の各氏は社外取締役です。
2. 山下淳、渡邊充範の両氏は社外監査役です。

期末配金のお支払いについて

第179期期末配金につきましては、2022年3月8日付で期末配金に関する重要書類をお送りし、3月9日よりお支払いを開始しておりますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。なお、「期末配当金領収証」の払い渡しの期間は2022年4月20日までとなりますので、ご注意ください。

以上

定款一部変更についてのご案内

定款変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更箇所を示します。)

変 更 前 定 款	変 更 後 定 款
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第14条 当社は、<u>法務省令に定めるところに従い、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">(削除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第14条 当社は、<u>株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p><u>(附則)</u></p> <p><u>1. 変更前定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第14条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

以 上